

継続可否いつ判断

70 歳雇用 定年時だと早すぎて

問

70 歳までの継続雇用制度は自社で行うことを検討しています。対象者の基準を定めることが可能とありますが、その判断は定年時（60 歳）では早すぎるように思います。適当な時期はいつごろになるでしょうか。

健診結果などは直近重視も

答

65 歳以上も雇用するとした場合に、選択肢は自社に限られず他社も可能です（改正法 10 条の 2 第 3 項）就業機会を確保する必要があるのは、当該労働者を 60 歳まで雇用していた事業主です（令 3.1.25 第 3290 号 16 面）。対象者の基準を定めるのも、元の事業主です。これまでの継続雇用の対象者基準（経過措置）の判断のタイミングは大きく 2 つありました。定年時点と対象年齢の直前です。厚生労働省は、基準の具体的な内容に左右されるとしたうえで、労使の判断に委ねるとしていました。たとえば、定年時点の健康診断の結果をいつまでも重視するのは実態にそぐわないでしょう。65 歳以上継続雇用制度は、その雇用する高齢者が希望するときに、引き続いて雇用する制度です（法 10 条の 2 第 1 項）。厚生労働省は、特殊関係事業主に雇用された場合ですが、「改めて高齢者の希望を聴取し、適切な措置を講じることが望ましい」としてあります（Q&A）。